

# 令和8年度茨城県野生鳥獣による農作物被害対策担当者研修 業務委託仕様書

茨城県（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する茨城県野生鳥獣による農作物被害対策担当者研修業務委託の仕様は、以下のとおりとする。

## 1 業務の目的

鳥獣被害防止のため、地域住民による地域ぐるみの対策として「被害防除」、「有害補獲」、「生息環境整備」等の取組を総合的に実践することが重要であり、地域での取組に対して的確な指導・助言を行う人材の確保・育成が課題となっている。

そこで、鳥獣被害対策に取り組む農業者や市町村鳥獣被害対策担当者、集落住民等を対象に、鳥獣被害対策に関する専門的な知識や技術の習得を目的とした研修会（全8回）を開催し、地域への的確な指導や助言が可能な地域指導者や集落リーダーを育成する。

## 2 業務の内容

### （1）鳥獣被害対策講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全5回の研修を実施すること。

実施時期	令和8年7月～令和8年12月
対象者	鳥獣被害対策に取り組む（取り組みたい）農業者、市町村職員、農業団体職員、集落リーダー等
実施回数	全5回
実施場所	オンライン、県内施設及び現地集落
研修内容に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥獣被害対策を担当する行政職員等が、全5回の研修会の中で、鳥獣種ごとの被害対策に関する基礎知識や具体的な対策について、座学やグループワーク、実習を通して学べる内容とすること。</li><li>・鳥獣被害対策における行政課題について整理し、課題解決の手法について、座学やワークショップを通して学べる内容とすること。</li><li>・イノシシについて、侵入防止柵の設置や維持管理を取り扱うこと。また座学と併せ、侵入防止柵の設置方法と管理方法に関する実習を行うこと。</li><li>・ニホンジカ、キョン、クマの生態と対策について座学を通じて学べる内容とすること。</li><li>・中型獣類（アライグマ、ハクビシン、タヌキ等）について、座学と併せ、電気柵の設置方法や捕獲などの被害対策について実習を含めた内容とすること。</li><li>・農作物被害を防ぐ捕獲手法（イノシシ、ニホンジカ）について、座学と実習を含めた内容とすること。</li><li>・鳥類（カモ、カラス等）について、防鳥ネットやテグスなどの被害対策を取り扱うこと。</li><li>・ICT機器を活用した鳥獣被害対策の省力化や効率化について、座学と実習を含めた内容とすること。</li></ul> <p>（各回共通）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各回30名程度を募集する（オンラインを除く）。</li><li>・研修開催に必要なチラシ（全体版および各回）や次第、テキスト等資料や資材について作成・準備すること。</li><li>・受講者の取りまとめ等の参加受付業務を行うこと。</li><li>・各講座の座学について動画を撮影し、受講後にフォローアップが可能となるようにアーカイブで一定期間、閲覧できるようにすること。また、講座のアーカイブ</li></ul>

	<p>について、各回終了後1ヶ月以内を目途に閲覧できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブ動画は当該年度3月末日までインターネット上で閲覧可能な状態とすること。</li> <li>・受講者の研修内容に対する理解を深め、今後の被害対策の一助とするため、研修以外の時間に、必要に応じ個別相談等を実施すること。</li> </ul>
--	---

全5回のスケジュール（案）を以下のとおり示す。研修テーマや内容については、甲乙協議し最適なものに改めること。

回	開催日時	研修項目	研修内容	場所
第1回	7月下旬 13:00～ 15:00	野生鳥獣による農作物被害対策基本講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イノシシの生態を踏まえた実践的な対策手法を学ぶ（座学）</li> <li>○シカ、キョン、クマ対策に関する基礎的な知識を習得する。（座学）</li> </ul>	本庁（オンライン） （調整中）
第2回	9月下旬 13:00～ 16:00	中型獣類による農作物被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中型獣類の生態を踏まえた実践的な対策手法を学ぶ。（座学+実習）</li> <li>・電気柵・中型獣用箱わなの設置方法</li> </ul>	県内施設 八千代町 （調整中）
第3回	10月中旬 13:00～ 16:30	農作物被害を防ぐ捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イノシシを対象とした農作物被害対策を防ぐための捕獲手法を学ぶ。（座学+実習）</li> <li>・被害防止のための捕獲の考え方</li> <li>・捕獲器具の紹介・安全な使用方法</li> <li>・痕跡調査の方法</li> </ul>	県内施設 笠間市 （調整中）
第4回	11月上旬 13:00～ 16:00	鳥類による農作物被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥類の生態を踏まえた実践的な対策手法を学ぶ。（座学+実習）</li> <li>・防鳥ネットの設置、光による追い払い機器の実演</li> </ul>	県内施設 土浦市 （調整中）
第5回	12月中旬 13:00～ 16:30	捕獲通知システム等 ICT 機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○捕獲活動の効率化に繋がる ICT 機器の活用方法を学ぶ。（座学+実習）</li> <li>・ICT（捕獲通知システム等）やGISを活用した農作物被害対策の考え方、活用方法</li> </ul>	県内施設 行方市 （調整中）

## (2) 侵入防止柵設置点検講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で内容やカリキュラム等を企画・設計し、全3回の研修を実施すること。

実施期間	令和8年8月～令和8年9月
対象者	県及び市町村担当職員、集落住民等
実施回数	全3回
実施場所	現地集落
内容に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や県の補助事業を活用し侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵）を設置した市町村の職員や地域農業者を主な対象に、設置後の適切な維持管理の手法を学べる内容とすること。</li><li>・侵入防止柵の維持管理の重要性や方法について、座学を通して学べる内容とすること。</li><li>・受講者が研修後に侵入防止柵のメンテナンスを実践できるよう、実習を通じて維持管理の手法を具体的に学べる内容とすること。</li><li>・研修後、現地の状況と侵入防止柵のメンテナンス方法をまとめた、A4サイズ2ページ程度のフィードバック資料を作成すること。</li></ul> (各回共通) ※（1）鳥獣被害対策講座の記載内容に同じ。

全3回のスケジュール（案）を以下のとおり示す。研修テーマや内容については、業務委託先と協議し最適なものに改めること。

回	開催日時	研修内容	場所
第1回	8月上旬 13:00～16:30	○侵入防止柵の仕組みと被害防除（座学） ○電気柵またはワイヤーメッシュ柵の設置・点検（実習） ※県北・県央・鹿行地域対象	現地集落 行方市 (調整中)
第2回	8月下旬 13:00～16:30	○侵入防止柵の仕組みと被害防除（座学） ○電気柵またはワイヤーメッシュ柵の設置・点検（実習） ※県南・県西地域対象	現地集落 つくば市 (調整中)
第3回	9月上旬 13:00～16:30	○侵入防止柵の仕組みと被害防除（座学） ○電気柵またはワイヤーメッシュ柵の設置・点検（実習） ※県北・県央地域対象	現地集落 笠間市 (調整中)

### 3 契約期間

契約締結日から、令和9年1月29日（金）まで

### 4 成果物

業務終了後、業務完了報告書（上記業務を記録した写真、動画や使用した資料等を含む）を提出すること。（紙1部及びデータ一式）

### 5 その他

- ・乙は、事業実施にあたり甲と十分協議し、事故防止に努めること。
- ・乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。

- ・乙は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様に定めのない細部については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。